

第4回宝塚市パブリック・コメント審議会議事概要（要旨）

- 1 開催日 平成18年4月17日（月）午後3時～午後5時30分
- 2 開催場所 宝塚市役所3-3会議室
- 3 出席者 委員7名、事務局職員4人
- 4 議事内容（概要要旨）

（1）宝塚市におけるパブリック・コメントの実施状況について

宝塚市におけるパブリック・コメント実施状況について報告します。宝塚市パブリック・コメントといたしましては9件実施いたしております。その内の5件について今回、ご報告させていただきます。

- 仮称宝塚市男女共同参画プラン（案）の意見募集。この結果公表を2月1日にいたしました。意見提出者は4人で7件です。
- ゴールドプラン2-1宝塚「宝塚市高齢者保健福祉計画、第3期宝塚市介護保険事業計画」（素案）の意見募集。2月27日に公表した結果報告です。3人の方から11件ありました。
- 宝塚音楽学校旧校舎の利活用計画案の意見募集。これは市長が不在という状況となりましたので、この結果発表は未定となっています。8人16件の方のご意見については、すぐにでも公表できる状況でしたが、市の考え方について、市長の確認をしておく必要があるということで結果発表については、市長確認をしておる最中でございますので5月の中旬までには発表させていただくという段取りとしています。
- 宝塚市都市経営改革大綱案の意見募集。これも音楽学校の利活用計画と同じでパブリック・コメントは、すでに実施しています。2人10件の意見をいただいております、この発表についても同じく市長確認をした上で公表するというので、5月の中旬に公表ということですずれ込んでおります。
- 平成18年度宝塚市上下水道局水質検査計画案の意見募集。3月1日から3月30日の間で意見募集をいたしました。これにつきましては5月1日に結果公表をするということで確認をしております。意見提出者は1人8件であります。パブリック・コメントの実施状況についての報告は以上です。
- パブコメ実施状況の中の人数と件数は、例えば1人で8件というのは、1人の方が8項目に渡って意見をされたということでもあります。
- パブリック・コメント実施状況について、事務局の方で1年後の状況をまとめるとか、何か方法は考えていますでしょうか。
- 第4回目の審議会で平成17年度に実施したパブリック・コメント全体についての評価、運営の実施状況の評価を今回諮問させていただくということのスケジュール

ールを前回、発表させていただきましたが市長の辞任との関係から相当な空白期間ができてしまったため、まだ3点が未定の状態です。従いまして、いま考えているのは次回の審議会で諮問させて頂き、その次の審議会におきまして答申をしていただけたらと考えています。

- 議員提出の条例案に対するパブリック・コメントについて、議会事務局と総務部総務課の法制担当と協議しました。議会事務局の考え方としましては、議会として議案を提案するのではなくて、あくまでも議員として議決機関としての議会で諮る。というプロセスがあります。ただ議員個人としての活動は、1個人としての市民活動とは違いますので、議員という1つの枠の中ではありますが、自治法上議員は、発議権を認められているということについての制約というものは本来全く必要ないのではないかということから否定的な意見になっています。議会として現時点で公式に答えを出すというのは難しい、このような協議をしています。
- 宝塚市のパブリック・コメント条例第3条での実施機関の中にどう定義するかという問題になると思います。議会は、団体ですので実施機関とみなすことはできますけれども議員個人は機関とするにはしんどい。そこで提案ですが、「議員提案条例で提出しようとする議員は、宝塚市パブリック・コメント条例に基づくパブリック・コメントに付することを要求することができる。」このようにしたらどうかと思います。例えば自治法上の議員の議案提出権の規定から12分の1にするとかは1案であると思います。そうすれば宝塚市の場合、現在の所、議員数は30人定員ですので12分の1になると事実上は3人になるということです。
- 議員提出の条例案に対するパブリック・コメントについて、法制担当及び議会事務局ともう一度研究していただきたいと思います。
- 市長が提案する条例については、パブリック・コメントをすることとなり、例えば修正したけれども、議会で否決することが可能であります。そうするとパブリック・コメントの意味がなくなってくる。そういうことを考えると条例そのものにパブコメをやること自体おかしいという考えになります。
- パブリック・コメントする内容は、条例案をパブリック・コメントするではありません。条例に規定すべきもしくは条例で定めるべき制度、計画これをパブリック・コメントしていこうという考え方を持っている訳です。いわゆる条例という形式をとらなければいけないということは、自治法上決まっておりますので、その内容をパブリック・コメントしたいと考えています。
- 法律はパブリック・コメントの対象にならないのに地方公共団体の条例は対象になる。そこからくる矛盾というのが考えられます。ですからこれは、継続研究課題ということにして頂いて今回議論したことそれと事務局とか法制から頂いている見解などを少し資料的に整理しておいて頂けたらと思います。

(2) ①平成18年度パブリック・コメント審議会スケジュールについて

平成18年度宝塚市パブリック・コメント審議会スケジュールについて、18年度はどうしたら良いのか考えています。1つは年度途中の報告、年度末の報告2つの報告が前半期、前半期、後半期最低2回は必要だと思います。あとその間に臨時的に出てくる重大懸案事項これがでてくるのが予想されるので最低3回は必要だと思います。その辺は事務局から事務局原案があれば御提案いただきたいと思います。

- 平成18年度の事務局案を作らせていただきましたので、それをお出しさせていただきます。まず18年度のスケジュールですが、まずは今回の第4回です。以降、第5回、第6回、第7回と設定させていただきました。

今回につきましては、議題といたしまして住民参加の推進に関するということにさせてもらっていますが、次回7月頃に委員の方からございました17年度パブリック・コメント手続きの実施及び運用状況についての評価を次回に諮問させて頂けたらと思っています。

その後、審議していく中で第6回目を18年の9月頃から10月頃にかけて、その諮問に関する答申を頂きたいと考えています。苦情が出れば、臨時的に招集するという事で考えています。

②行政活動への住民参加の促進に関し必要な事項について

次に宝塚市における協働のまちづくりの経緯について、まちづくり基本条例、市民参加条例の策定された経緯及び協働とは何かについて、参考までにお話させていただきます。

- 宝塚市は、まちづくり基本条例、市民参加条例を持っておりまして、宝塚市のまちづくりの考え方がこの条例の中に盛り込まれておりますので、宝塚市がどのような考え方をもって、まちづくりを進めてきているのかということの説明をさせていただければと思っています。
- 宝塚市では昨今、各市で協働のまちづくりや市民参加に関する条例等が作られている中で、ある日突然、市長が条例を作ろうと言って、作ったものではありません。かなり以前から協働のまちづくりに向けた取り組みをしてきた経緯があるのです。
- まちづくり基本条例、市民参加条例が制定された背景ですけれども、その条例化という流れの1つには、これ迄多くの提言を受けてきたけれども、なかなか行政として提言を具体的な施策として展開できないという反省に基づいていることがあげられると思います。
- 市民参加、まちづくりに係る条例をつくるということで、検討委員会を設けて計7回審議いたしました。審議をいただいて、条例素案を提出いただきました。検討委員会は4名だけの市民ですので、これだけでは十分でないということで、ワ

ークショップを設けて34名で進めました。テーマとしては、いきなり「まちづくり基本条例」「市民参加条例」とか堅苦しいテーマを議論するのではなく、宝塚市良いところベスト3、悪いところベスト3、それをどう解決するのか、あるいは条例にどう反映していくのかというステップを踏みながらワークショップと検討委員会が同時進行で、それぞれ意見をキャッチボールしながら、出し合いながら進めていったという経緯があります。

- まちづくり基本条例、市民参加条例には議会の位置づけというものが、この条例にはありません。
- 自治基本条例の定義は市民、行政、議会、3者の役割と権能がきちんと定義づけられている。2つ目にその自治体独自の仕組み、制度等が定義づけられていなければならない。3つ目に住民自治と団体自治の仕組みがきちんと系統的に定義されていなければならないということになります。
- 阪神淡路大震災を機にコミュニティのない地域社会の弱さを反省し、その反省からコミュニティというものをきちんと作り上げなければならない。都市型コミュニティの構築といった流れになってきました。その流れと合併問題の余波と合わせて日本全国の郡部だけでない都市部も含めて地域コミュニティづくりに立ち上がらなければいけないというのが今の流れです。そのモデルとなっているのが宝塚市です。
- 協働には3つの協働領域があります。協働は協力して働くと書くように協働生産です。
- 協働の領域は①行政責任領域 ②民間責任領域 ③中間責任領域の3つがあります。①の行政責任領域は、行政が最終責任持ちますよというところに市民が関わってきますといったものです。②の民間責任領域は、市民の責任、民間の責任ですよというところに、行政が関わって協働しましょうというものです。③の中間責任領域とは、民間の力だけではできない、しかし行政の責任でもないといった領域を民間と行政が協力してやっというものです。
- 参加と参画とは違うということです。参加というのは、部分に関わるということで、一部だけ手伝いますというものが参加であります。参画というのは、意思形成課程から意思決定、実行課程、評価修正課程という4サイクルもしくはプラン・ドゥー・シーに至る3サイクルのすべてのプロセスの中に市民が関わるといのが参画です。参画の画は計画の画であり、プロジェクトのことですから構想を建てる段階から関わることを参画といいます。
- 参画というのは逆に市民の側も責任を持たなければいけないので、ひっくり返すと、参画なくして協働はできないということです。参画しないのに協働はできないのです。協働というのは、参画を前提とした協働です。やっという程、お互いが相互変革するようになります。相手の立場を理解するというこ

とが分かってくるのです。また言いたい放題、言わなくなりますので、そういう意味では双方に鍛錬されていくというのが考えられます。

- 今宝塚市では、自治会とまちづくり協議会はどう違うのか、自治会とコミュニティー委員会とはどこが違うのかという話があります。その問題と自治会、町内会と婦人会とかPTAはどう違うのか、どう役割分担するのかといったことで混乱が起こっていると思われるところがあります。1つは自治会、町内会とまちづくり協議会とはどう違うのか、両方ともコミュニティー系の団体ですから、自治会、町内会は共益的団体、共同利益の団体、加入する、しないは自由です。個人の自由、世帯の自由です。しかし、まちづくり協議会は加入する、しないの自由など意思表示をする迄もなく自動的に協議会のメンバーになります。自動的に関わってしまっている。それがまちづくり協議会です。ですから、自治会、町内会は共益的団体であり、まちづくり協議会は、将来はきちっと条例で正当性を担保すべき公共的団体です。公益団体です。この明確な違いを認識しなければならないと考えます。
- コミュニティーとアソシエーションは、全く性格が違います。まずコミュニティーは共和主義的です。アソシエーションは自由主義的です。コミュニティーは集団主義的ですが、アソシエーションは個人主義的です。コミュニティーの課題は総合的でなんでもありますが、アソシエーションはある部分のある分野の課題しか取扱いません。
- まちづくりの目標をE・Hマズローの欲求発展5段階説から言うと安全の欲求、生存の欲求、社会的発展の欲求、真善美への欲求、最高の自己である欲求とあります。これをまちづくりに切り替えると、まず1番目に安全、2番目に機能性、3番目に、お互いに信頼し合えるコミュニケーションを活性化し、経済活動まで豊かになるということをお願いすること。4番目に他のまちよりもはるかに清潔で美しく高いモラルティーに満ち満ちた、しかも知的なまち、教育科学、学術研究とも盛んな町をつくる。5番目に、宝塚市の中の小さな小学校区のまちと言えども、全国になりひびくアイデンティティーがはっきりと出るような誇りに輝くまちをつくらうということです。
- 最近、親密な人間関係があると思われている過疎の村でもコミュニケーションが減り人間関係が薄くなってきています。やはりコミュニケーション密度を高めていかなければ、まちづくりは衰退します。だから宝塚市においても、まちづくり協議会は一人一人の市民が持つコミュニケーション密度を高めていき、頼れる組織、頼れる仲間、頼れる情報網をもっと起こしていくという運動を起こしていくことが重要であります。
- 今、宝塚市のまちづくり協議会に必要なのは警察署の警察官とか、郵便配達の区域担当の方だとか、新聞配達の方だとか、そういう方々にも入ってもらって組織

化することが、非常に望ましいのではないかと考えています。

- 協働と参画はまちづくりのマネジメントであります。参画なくして協働はなし協働の核をなくしてまちづくりは出来ません。すべて行政の責任でもなく、市民の責任でもありません。まちづくりには発展段階がありますので強いて付け加えると、まちづくりとはものづくりでないと思います。人間関係、人材の育成が資本なのです。
- これからのまちづくりは、地域における人材の育成やルール・マナー・モラリティーといったしくみづくりが重要であると考えています。そういうものが存在するところには、小さなお金で大きな効果を出せる、小さな都市で大きな生産誘発効果が出るということが証明されています。またマイナスの資産、マイナスの要素といわれている犯罪発生が抑制できる、交通事故も少なくなる。ということが分かっているのです。

(3) その他

次回は7月10日の月曜日午後1時30分からでお願いします。